

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
新旧対照条文

目次

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（第一条関係）	1
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（第二条関係）	3
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第三条関係）	4
○総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（第四条関係）	5

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第十二章（略）</p> <p>第十三章 著作権等の侵害とみなす行為（第六十五条・第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>（特定機器）</p> <p>第一条 著作権法（以下「法」という。）<u>第三十条第三項</u>（法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で<u>第三十条第三項</u>の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるもの）を用いる機器を除く。）であつて主として録音の用に供するもの（次項に規定するものを除く。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 <u>第三十条第三項</u>の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（特定記録媒体）</p> <p>第一条の二 <u>第三十条第三項</u>の政令で定める記録媒体のうち録音の用に供されるものは、前条第一項に規定する機器によるデジタル方式の録音</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十二章（略）</p> <p>第十三章 手数料の納付を要しない独立行政法人（第六十五条）</p> <p>第十四章 著作権等の侵害とみなす行為（第六十六条・第六十七条）</p> <p>附則</p> <p>（特定機器）</p> <p>第一条 著作権法（以下「法」という。）<u>第三十条第二項</u>（法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で<u>第三十条第二項</u>の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるもの）を用いる機器を除く。）であつて主として録音の用に供するもの（次項に規定するものを除く。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 <u>第三十条第二項</u>の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（特定記録媒体）</p> <p>第一条の二 <u>第三十条第二項</u>の政令で定める記録媒体のうち録音の用に供されるものは、前条第一項に規定する機器によるデジタル方式の録音</p>

の用に供される同項各号に規定する磁気テープ、光磁気ディスク又は光ディスク（小売に供された後最初に購入する時に録音されていないものに限る。）とする。

2 法第三十条第三項の政令で定める記録媒体のうち録画の用に供されるものは、前条第二項に規定する機器によるデジタル方式の録画（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される同項各号に規定する磁気テープ又は光ディスク（小売に供された後最初に購入する時に録画されていないものに限る。）とする。

（削る）

第十三章 著作権等の侵害とみなす行為

（公衆への提示が一体的に行われていると認められる要件）

第六十五条 （略）

（国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間）
第六十六条 法百十三条第十項ただし書の政令で定める期間は、四年とする。

（削る）

の用に供される同項各号に規定する磁気テープ、光磁気ディスク又は光ディスク（小売に供された後最初に購入する時に録音されていないものに限る。）とする。

2 法第三十条第二項の政令で定める記録媒体のうち録画の用に供されるものは、前条第二項に規定する機器によるデジタル方式の録画（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される同項各号に規定する磁気テープ又は光ディスク（小売に供された後最初に購入する時に録画されていないものに限る。）とする。

第十三章 手数料の納付を要しない独立行政法人

第六十五条 法第七十条第二項（法百三条において準用する場合を含む。）の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。

第十四章 著作権等の侵害とみなす行為

（公衆への提示が一体的に行われていると認められる要件）

第六十六条 （略）

（国外頒布目的商業用レコードの輸入等を著作権等の侵害とみなす期間）
第六十七条 法百十三条第九項ただし書の政令で定める期間は、四年とする。

別表（第六十五条関係）
（略）

○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>現 行</p>
<p>(削る)</p> <p>(指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行令の規定の適用)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(文部科学省令への委任)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(手数料の納付を要しない独立行政法人)</p> <p>第三条 法第二十六条の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>(指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行令の規定の適用)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(文部科学省令への委任)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>別表 (第三条関係)</p> <p>(略)</p>

改 正 後	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十四（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十五〇二十九（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三十〇六十一（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十四（略）</p> <p>二十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十条第二項、第七十八条第六項及び第七十七条第二項</p> <p>二十六〇三十（略）</p> <p>三十一 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十年法律第六十五号）第二十六条</p> <p>三十二〇六十三（略）</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>（他の法律の準用等）</p> <p>第二十五条 次に掲げる法律の規定については、支援センターを国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十二条第二項（同法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>（削る）</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法律の準用等）</p> <p>第二十五条 次に掲げる法律の規定については、支援センターを国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十二条第二項（同法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）<u>、第七十条第二項、第七十八条第五項及び第百七条第二項</u></p> <p>二 <u>プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第二十六条</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>